

## 26. 大学教育改革について

# 1. 教学マネジメント指針について

## 2040年の社会の姿①

**2040年という時代** … 今年(2018年)に生まれた子供たちが、大学(学部)を卒業するタイミング

～今から22年後の未来～

我が国は課題先進国として、世界の国々が今後直面する課題にいち早く対応していく必要

成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは

「**知識**」とそれを組み合わせて生み出す「**新しい知**」

その基盤となり得るのが**教育**

特に**高等教育**については、我が国の社会や経済を支えることのみならず、  
世界が直面する課題への解決にいかに関与できるかという観点が重要

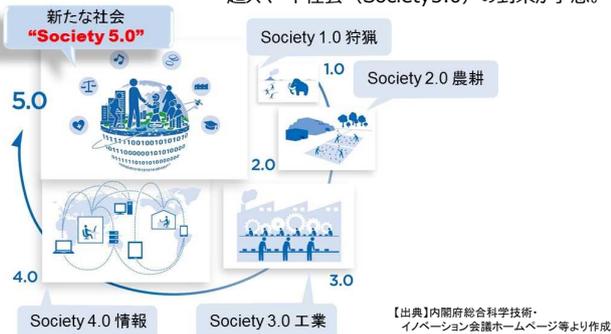
## 2040年頃の社会変化

- SDGs(持続可能な開発のための目標) → 全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に発揮でき、平和と豊かさを享受できる社会へ
- Society5.0・第4次産業革命 → 現時点では想像もつかない仕事に従事、幅広い知識のもとに、新しいアイデアや構想を生み出せる力が強みに
- 人生100年時代 → 生涯を通じて切れ目なく学び、すべての人が活躍し続けられる社会へ
- グローバル化 → 独自の社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様性を受け入れる社会システムの構築へ
- 地方創生 → 知識集約型経済を活かした地方拠点の創出と、個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会へ

# 2040年の社会の姿②

## Society 5.0

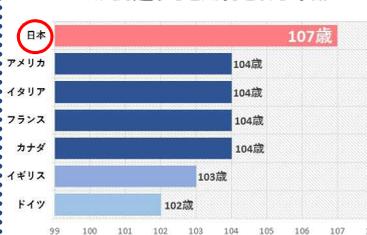
AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想。



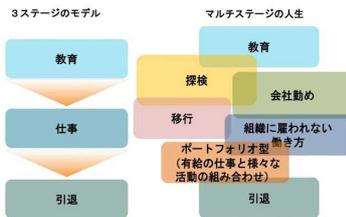
## 人生100年時代

世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



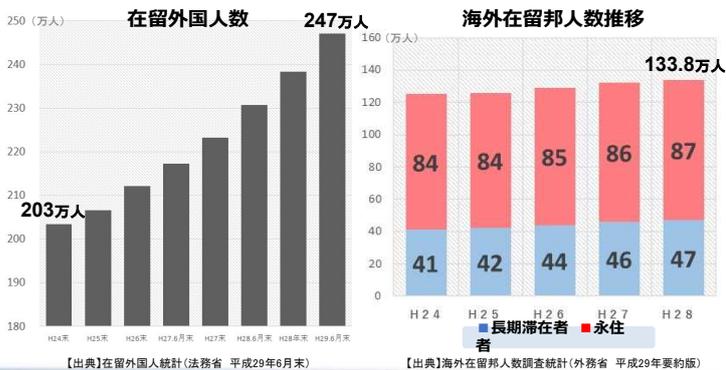
3ステージではなくマルチステージの人生



【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

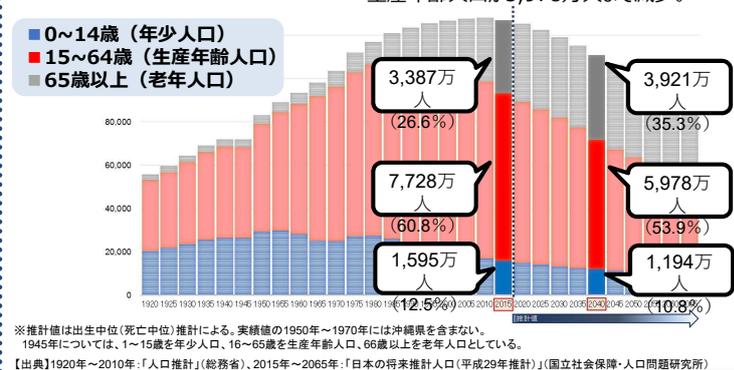
## グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。



## 人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。



# 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日 中央教育審議会

## I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

**必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿**

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

● 必要とされる人材像

- 予測不可能な時代を生きる人材像
- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

● 学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個人々の学修成果の可視化(個人々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

**高等教育と社会の関係**

● 高等教育と社会の関係

● 2040年頃の社会変化

● 2040年頃の社会変化

- 知識の共通基盤
- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
- 研究力の強化
- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
- 産業界との協力・連携
- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
- 地域への貢献
- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

## II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

**多様な学生**

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

**多様な教員**

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

**多様で柔軟な教育プログラム**

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

**多様性を受け止める柔軟なガバナンス等**

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

**大学の多様な「強み」の強化**

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

## III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

**全学的な教学マネジメントの確立**

- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

**学修成果の可視化と情報公表の促進**

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

**設置基準の見直し**

- (定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた本格的な見直し)

**認証評価制度の充実**

- (法令違反等に対する厳格な対応)

● 教育の質保証システムの確立

## IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …

**高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模**

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

**地域における高等教育**

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

**国公私立の役割**

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国公私立全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

【参考】2040年の推計

- 18歳人口：120万人(2017) → 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数：63万人(2017) → 51万人(現在の80%の規模)

## V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

## VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

● 教育・研究コストの可視化

● 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

● 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進

→ 必要な投資を得られる機運の醸成

# 「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

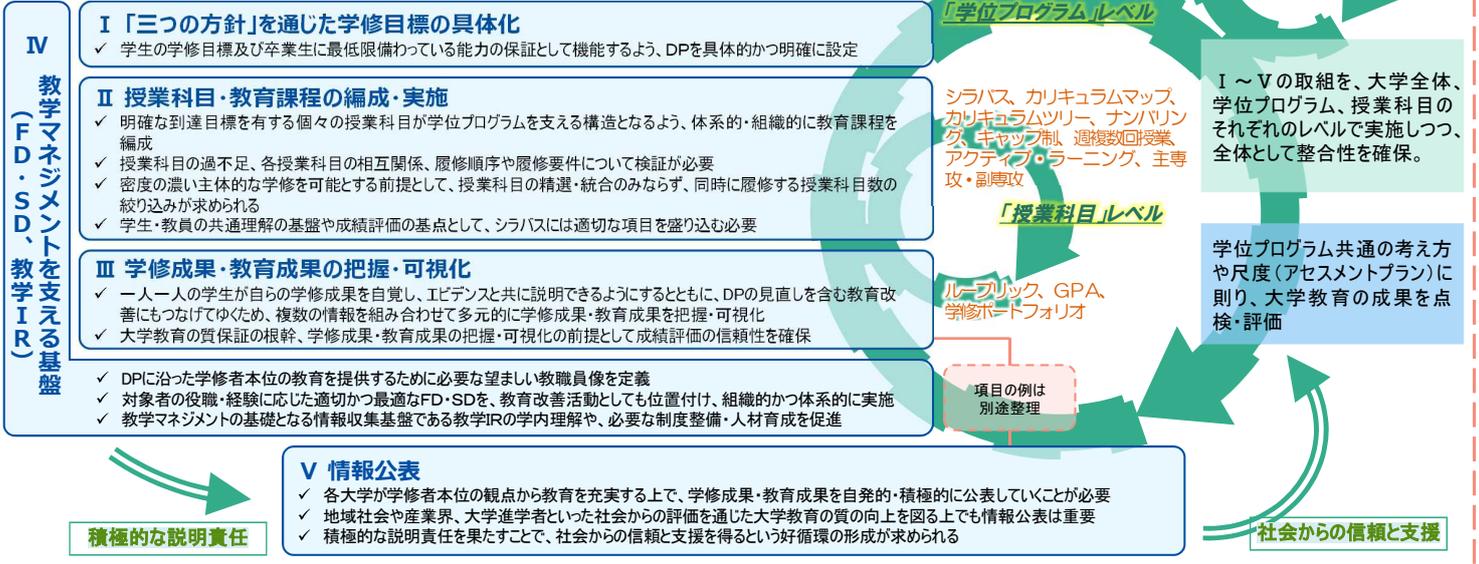
学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

## 三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点



## 教学マネジメント指針 総論

中央教育審議会大学分科会  
教学マネジメント特別委員会  
(第12回) R1.12.17  
資料2-1より作成

- テクノロジーの急速かつ継続的な進化、グローバル化の一層の進展の中で、社会は個人間の相互依存を深めつつより複雑化・個別化。今後到来する予測困難な時代において、学生達は卒業後も含めて常に学び続けていくことができる自律的な学修者となることが求められている。
- こうしたことを背景に、グランドデザイン答申においては、「学修者本位の教育の実現」、すなわち「何を教えたか」から「何を学び、身に付けることができたのか」への転換の必要性が提唱。
- 「多くの積極的な教育改善の取組が進められてきたが、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化」、「実際の学生の学修時間その他の学修行動についても、全体として改善されていると評価することは困難」な状況は、大学の質保証上の課題。  
→ 学修者本位の教育の実現、教育の質保証の両面から、教学マネジメントの考え方に基づいた大学教育の変革が必要。

## I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

各大学の強みや特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在である。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、具体的かつ明確に定められることが必要である。また、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則って点検・評価することが、教学マネジメントの確立に当たって必要である。

- 教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方やルーブリック等の尺度（アセスメントプラン）に則って点検・評価を行うことが必要である。その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等について、三つの方針の内容に即してあらかじめ決めておく必要がある。
- 各大学が学位プログラム毎に定める「卒業認定・学位授与の方針」は、在学生に対しては自身が身に付ける資質・能力の目安・指針となりうるものであり、対外的には卒業生に最低限備わっている資質・能力を保証するものとして機能すべきである。したがって、大学は同方針において、それぞれの大学の強みや特色を生かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい、具体的かつ明確な学修目標を示す必要がある。
- 学修目標は、卒業生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明らかにして策定される必要がある。その際、学修目標は、大学が学修成果や教育成果を、定量的又は定性的な根拠に基づき評価することができるものとされる必要がある。そのためには、例えば卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を「学生は、～することができる」といった形式で記述することも考えられる。
- 学位プログラムの構築・運営に責任を担う学部長等や実際の運営に携わる教員等が、最終的に学生に授与する学位の名称に対して、学修目標・学修内容が適切なものとなっていることを客観的に説明できることが重要である。併せて、それぞれの学位プログラムにおいても、アセスメントプラン等に従い、日常的な点検（モニタリング）や総合的な点検・評価を行うことが求められる。

## II 授業科目・教育課程の編成・実施

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成する観点からは、明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるように、体系的かつ組織的な教育課程が編成される必要がある。編成に当たっては、授業科目が過不足なく設定されているかや、各授業科目相互の関係、履修順序や履修要件の検証が必要である。加えて、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行うことが求められる。シラバスについては、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、かつ、成績評価の起点となるものであることも踏まえ、適切な項目を盛り込む必要がある。

- 「卒業認定・学位授与の方針」に示される「何を学び、身に付けることができるのか」から出発して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要である。
- 体系的な教育課程を編成する際には、「教育課程編成・実施の方針」に定められた学修目標の達成という観点を常に念頭に置きつつ、①個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容を検討すること、②例えば「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類すること、③例えば「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各授業科目相互の関係や学位取得に至るまでの履修順序や履修要件の検証を行うことなどが必要である。
- 学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とする上では、必修科目の適切な設定や、学生の同時履修授業科目数の大胆な絞り込みが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係が必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、授業科目の重複回数実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。
- シラバスは、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、授業の行程表として機能するとともに、「何を学び、身に付けることができるのか」（到達目標）を明確に定めることで適確な成績評価を実施するための起点としても機能するよう作成される必要がある。具体的には、授業科目の目的と到達目標、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標と授業科目の到達目標の関係、授業科目の内容と方法、授業科目の計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等を盛り込む必要がある。

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

学修者本位の教育の観点から、一人一人の学生が自らの学修成果として身に付ける資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。また、大学の教育活動を学修目標に即して適切に評価し、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善につなげるためにも、学修成果・教育成果を適確に把握・可視化する必要がある。把握・可視化に当たっては、その限界に留意しつつも、学生が、同方針に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに説明できるよう、複数の情報を組み合わせた多面的な形で行う必要がある。その際に、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

- 学修成果の把握・可視化は、学修者本位の教育を実現する観点から、一人一人の学生が自らの学びの成果（学修成果）として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。このため、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに自ら説明できるように複数の情報を組み合わせた多面的な形で行われることが必要である。また、大学が、学位プログラムを通じて同方針に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること（教育成果）も、同様に説明できることが必要である。
- また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、学修成果・教育成果に関する情報を的確に把握・可視化する必要がある。その上で、把握・可視化した学修成果・教育成果を、アセスメントプランを踏まえた点検・評価に適切に活用し、学修目標の達成に向けた既存の教育課程や個々の授業科目・教育手法の見直し、さらには「卒業認定・学位授与の方針」自体の見直し等の改善につなげていくことが必要である。
- ただし、学修成果・教育成果の把握・可視化には限界が存在すること等に留意する必要がある。あわせて、学生・大学の双方にとって相応のコストを要する。「測定のための測定」に陥ることがあってはならないことを常に意識する必要がある。
- 単に授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果・教育成果の把握・可視化としては不十分であり、各大学が自ら様々な情報を組み合わせて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにすることが強く期待される。その際、エビデンスとして使用可能な情報（次ページ参照）について、同方針の各項目にひも付けて整理し、同方針に定められた資質・能力を身に付けていることを示すことが考えられる（次々ページ参照）。
- 成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提である。個々の授業科目においては、その到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択され、定量的又は定性的な根拠に基づいた厳格な成績評価が実施されることが求められる。「各授業科目における到達目標の達成状況」は、学修成果・教育成果の把握・可視化におけるいわば「出発点」として位置付けられる。

等

### 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

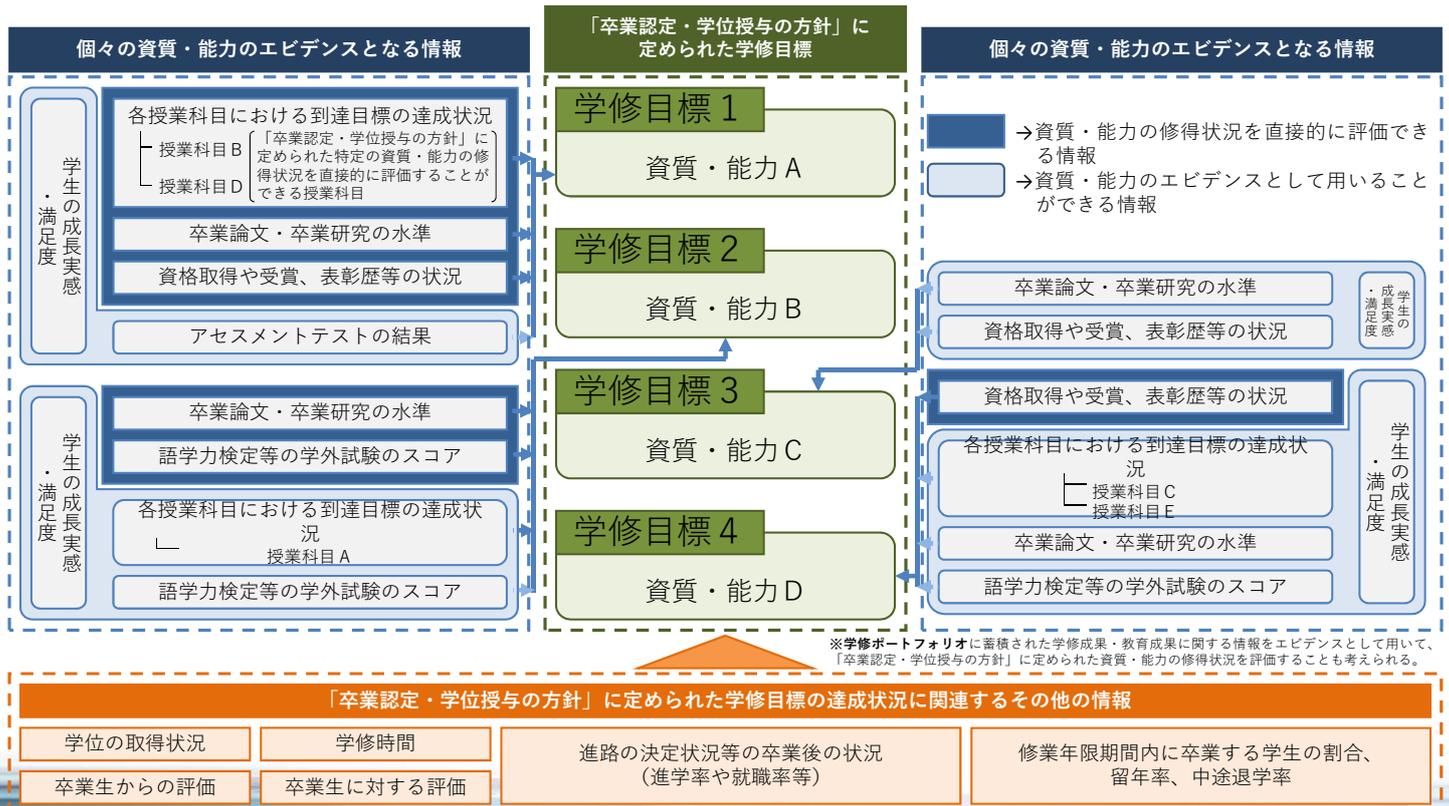
#### ①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの

- 各授業科目における到達目標の達成状況
- 学位の取得状況
- 学生の成長実感・満足度
- 進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）
- 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率
- 学修時間

#### ②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況
- 卒業論文・卒業研究の水準
- アセスメントテストの結果
- 語学力検定等の学外試験のスコア
- 資格取得や受賞、表彰歴等の状況
- 卒業生に対する評価
- 卒業生からの評価

# 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報の関係 (イメージ)



## IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)

学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠である。各大学は「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを組織的かつ体系的に実施していく必要がある。加えて、FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置付け、実施する必要がある。

また、教学IRは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上での基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施する上で必要となる制度の整備や人材の育成を進めていく必要がある。

- FD・SD、教学IRは、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果を踏まえ、教学マネジメントの一環として実際に教育活動を改善していくという側面も有する重要な活動として理解される必要がある。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けた学生を育成する上では、同方針に基づく体系的なカリキュラムを学修者本位の教育という観点から適切に実施するために必要な資質・能力を備えた教職員の存在が不可欠となる。その前提として、各大学は、自らが定める大学全体としての教育理念や同方針を踏まえ、自学が目指す教育を提供するために教職員に必要な資質・能力を特定して望ましい教職員像を定義する必要がある。その上で、教職員の経験等に応じて体系的にFD・SDの機会を提供する必要がある。
- 教学IR部門の役割は情報の収集・分析であり、分析の結果得られた情報を踏まえて教育改善のための判断を下すことは、学長をはじめとするマネジメント層の役割である。教学IR部門が学内の各種データを円滑かつ継続的に収集・保存・管理し、活用する上では、部局を超えてデータを円滑に収集することを可能とする規定や、データの適切な取扱いに関する定め等の学内規定等の整備と、これらに基づき教学IRを実施していく運用の確立が必要である。
- 教学IRは、「卒業認定・学位授与の方針」に即した学修者本位の教育が提供されているか、そのために改善すべき点は何か、あるいは同方針そのものを改善すべき点はないかといった観点から、適切なタイミングで実施される必要がある。等

## V 情報公表

各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。また、大学教育の質の向上という観点からも、情報公表には重要な意義がある。

今後、各大学がその有する強みと特色を活かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関係する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要となる。また、社会との関係の深化に伴い、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要である。

- 大学が、その教育活動に関する情報を積極的に公表する意義としては、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者や、広く有形無形の様々な支援を得ている社会に対する説明責任の観点が強調されてきたところである。また、国による設置認可の後各大学が自らの強み・特色を生かして恒常的に大学教育に関する質の維持・向上を図っていることを大学自らが社会に対して公表するという営みそのものが、各大学の教育の質の維持・向上に向けた動機となり、関連する取組を促す側面があると考えられる。
- 情報公表については大学の取組も進んできたところであるが、法令上公表が義務化されている事項では、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができていないという課題が指摘されている。大学が、学修成果・教育成果の把握・可視化を大学内部で行うことにとどまらず、学修成果や教育成果、大学教育の質に関する情報をより自発的・積極的に社会に対し公表していくことにより、大学が学修成果や教育成果に基づいた多面的な尺度に基づき理解されることを促進していく必要がある。
- 大学の活動は多面にわたっており、個々の情報が単独で示すことのできる内容には限界があることから、個々の情報に対する分析や解説を、その根拠と併せて公表すること等により、大学教育の質を判断する情報の一つとして活用することができるものと考えられる。
- 特に、個々の大学を取り巻く環境自体に大きな差異があり、ごく特定の指標のみを用いて大学教育の質を測ろうとすること、一面的な大学の序列化につながるような利用を行うことは、社会を信頼して情報公表を行った大学の自発性を大きく損なう、大学教育に対する理解と見識を欠いた行為と言わざるを得ない。
- 大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報の例は次ページにまとめているが、これらはあくまで例であり、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。特に、(1)①に分類される項目については、社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に関係するものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。等

## 情報公表について

(1) 『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの

- 各授業科目における到達目標の達成状況
- 学位の取得状況
- 学生の成長実感・満足度
- 進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）
- 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率
- 学修時間

- 入学者選抜の状況
- 教員一人あたりの学生数
- 学事暦の柔軟化の状況
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況

②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況
- 卒業論文・卒業研究の水準
- アセスメントテストの結果
- 語学力検定等の学外試験のスコア
- 資格取得や受賞、表彰歴等の状況
- 卒業生に対する評価
- 卒業生からの評価

- GPAの活用状況
- カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況
- ナンバリングの実施状況
- 教員の業績評価の状況
- 教学IRの整備状況

## 2. 個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育等について

- ハラスメント防止
- 消費者教育
- 人権教育、差別の解消
- 知財教育
- キャリア教育、ワークルール教育
- 主権者教育
- 租税教育
- ギャンブル等依存症問題教育
- デザイン思考

# 文科省等におけるハラスメント対策に関する取組

●「**文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について**」(H11.3.30文部省高等教育局長通知)

●「**第4次男女共同参画基本計画**」(H27.12.25閣議決定)(抜粋)

第2部-II- 第7分野-8-イ(教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進)

- ①国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。
- ②大学は、**相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。**また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。

●「**大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(教職員向け理解・啓発資料)**」(H30.12(独)日本学生支援機構) [https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt\\_shiryu.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryu.html)

●「**性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)**」(H28.4 文部科学省) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)

●「**事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針**」(H18厚生労働省告示第615号・最終改正R2.1)(抜粋)

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

(1)…被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

(4)「性的な言動」…を行う者には、労働者を雇用する事業主…、上司、同僚に限らず…、**学校における生徒等もなり得る。**

●「**事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針**」(R2厚生労働省告示第2号)(抜粋)

2 職場におけるパワーハラスメントの内容

(1) 職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。(略)

●法務省における人権相談について [http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

●人権相談・調査救済制度リーフレット(相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。) [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html)

●外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組をお願いいたします。

## 『文部省セクハラ規程』のポイント

- セクハラ防止・排除のための措置、問題発生時の適切な措置に関して必要な事項を規定。
- セクハラを職員個人の問題ではなく**組織全体の問題**と捉え、職員のみならず、**監督者や学校長等の責務**について規定。
- セクハラ被害の申立者等の保護の観点から、**不利益取扱い(いわゆる“二次加害”)の禁止**についても規定。

○**文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年3月30日 文部省訓令第4号)** (抄)

(監督者の責務)

第四条 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること

二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること

(国立学校等の長の責務)

第五条 国立学校等の長は、当該国立学校等の職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、当該国立学校等の職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの提示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、当該国立学校等に所属する職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

4 国立学校等の長は、新たに職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(苦情相談への対応)

第六条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員からなされた場合に対応するため、文部本省内部部局及び各国立学校等に苦情相談を受ける職員又は苦情相談に対応する委員会等(以下「相談員等」という。)を設ける等必要な措置を講じるものとする。

2・3 (略)

(不利益取扱いの禁止)

第九条 国立学校等の長、監督者その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

# 大学におけるハラスメントに関する裁判で指摘されている事項

- 学生が教員から受けた**セクハラ“一時加害”**のみならず、正当な申立を行った被害学生等が被った**継続的な修学上の不利益取扱“二次加害”**についても**不法行為に当たると認定**。
- **セクハラを行った教員個人や不利益取扱を行った教員個人の責任**だけではなく、管理監督責任を有するはずの大学・学校法人という**組織全体の使用者責任も認定**。
- 抽象的概念である「**安全配慮義務**」について、具体的事例においてどのように扱うべきかを判示。

## ○損害賠償等請求控訴

(平成15年11月26日東京高等裁判所判決 平成14(ネ)2768) (抜粋)

第5 当裁判所の判断

### 3 被控訴人の使用者責任

被控訴人は、C教授に対し授業中にその内容と全く無関係な第三者の名誉を毀損する発言をすることを職務として許容していないのであるから、C教授の行為は被控訴人の事業の執行についてされたものではないと主張するが、C発言は、○○大学における講義時間中の教授としての発言、又は大学構内における教員としての発言であるから、C教授の被控訴人の教員としての行為と密接に関連するものであり、被控訴人の事業の執行につきされたものというべきである。

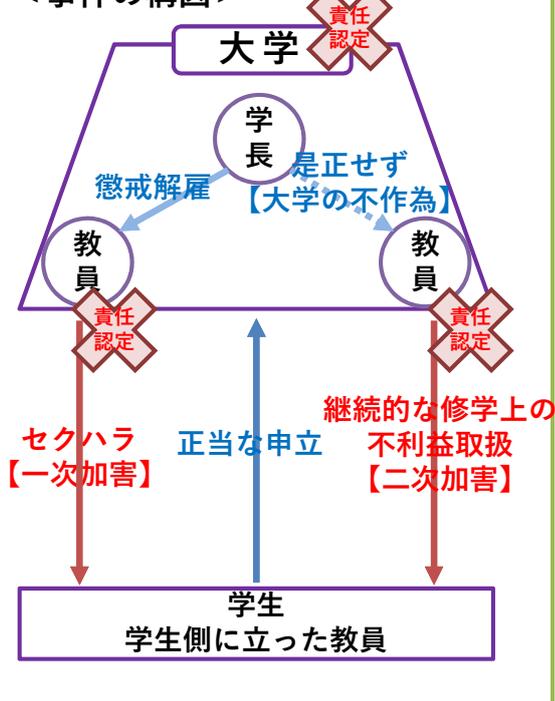
そうすると、被控訴人は、被用者であるC教授が違法なC発言をしたことについて、使用者として責任を負うものというべきである(民法715条)。

### 4 免責事由

(1) (略) 高等教育機関である大学の教員に教授の自由が保障されているというのは、教員の学問的見解の表明として他の者の学問的業績等を批判することについては法的責任を問われないというものであり、講義の際の発言についてはその内容のいかんを問わず一切責任を負わないと保障されているわけではない。C発言の内容は、その学問的批判や見解の表明と評価し得るものではなく、控訴人及びセクシュアル・ハラスメントを受けた被害学生らの人格を攻撃し侵害するものであり、学問的自由、教授の自由によって保障されるものということとはできないから、C発言をしたC教授には不法行為が成立し、その雇用者である被控訴人は民法715条の使用責任を免れるものではない。

(2) (略) 被控訴人が前記就業規則所定の懲戒権を適切に行使するなど何らかの適切な措置を採ったものと認めることはできない。以上によれば、被控訴人は、使用者としての監督義務を尽くしたということとはできず、民法715条所定の責任を免れることはできない。

## <事件の構図>



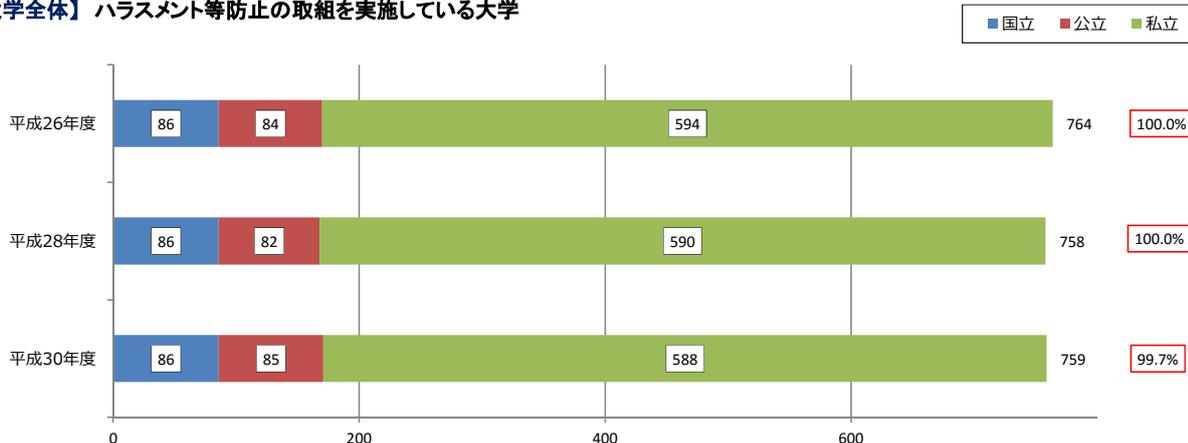
※ 事件の詳細とそこからの問題点・理念については、

『大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法』(秦澄美枝、2018年)を参照のこと。

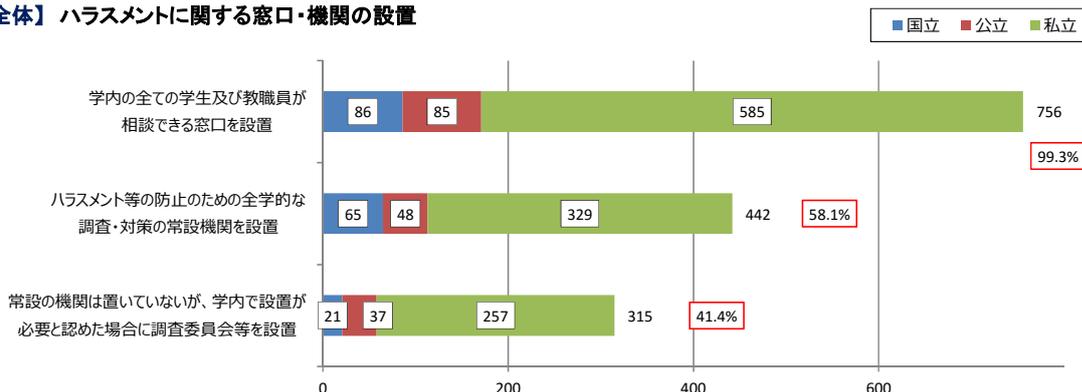
18

# ハラスメント防止に関する取組状況

## 【大学全体】 ハラスメント等防止の取組を実施している大学



## 【大学全体】 ハラスメントに関する窓口・機関の設置



(注)ここでいう「ハラスメント」には、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を含む。(注)平成27、29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

出典:「平成30年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)

# 外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

## 学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員, 学生等(匿名・実名対応可)
- 相談員 精神保健福祉士, 臨床心理士等
- 手 段 電話: 月～金(12～21時), 土(9～17時) ※年末年始、日祝は除く  
mail: 24時間

## コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員, 学生等(匿名・実名対応可)
- 相談員 弁護士
- 手 段 電話: 月～金(12～19時) ※年末年始、土日祝は除く  
mail: 24時間 等

## ハラスメント対応の専門部署の相談員に外部機関の専門家を活用【関西学院大学 H28.4～】

学内に「ハラスメント相談センター」を設置し、また学外のNPO法人と契約し、専門の相談員を配置するなど、相談活動、啓発・広報活動を通じハラスメントを生まない環境づくりを推進。

- 構成員 センター長, 副センター長, 専門相談員
- 利用者 教職員, 学生等(匿名・実名対応可)
- 手 段 開室: 火, 木, 金(10～16時45分) ※祝日は除く  
mail: 24時間 等

20

## 各国立大学のハラスメント相談窓口

http://www.janu.jp/univ/harassment/

一般社団法人 国立大学協会  
The Japan Association of National Universities

文字サイズ 小 標準 大 Japanese English 検索

トップページ 国立大学協会の情報 国立大学の情報 リンク

一般の方へ 国立大学へ入学を希望する方へ 国立大学へ就職を希望する方へ 企業の方へ

トップ > 国立大学のハラスメント相談窓口

国立大学のハラスメント相談窓口

○各国立大学のウェブサイト内に掲載されているハラスメント相談窓口等の情報をご覧になれます。

「大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク」欄の記号の意味  
○: 「学内相談窓口（大学内部組織が学内に設置し、運営する相談窓口）」について掲載している  
●: 「学外相談窓口（大学が契約する学外の機関等の相談員に電話等で直接相談できる相談窓口）」について掲載している  
◆: 「公的機関等相談窓口（「学外相談窓口」以外で、公的機関等が設置する学外の相談窓口）」について掲載している  
※: 相談員の連絡先等は学内限定サイトに掲載している  
(これらの情報は平成29年6月30日現在のものです。)

北海道支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
北海道大学	○ハラスメント相談窓口 (この他、学内限定サイトに「●学外相談窓口」について掲載しています)
北海道教育大学	○ハラスメント相談窓口
室蘭工業大学	○ハラスメント相談窓口
小樽商科大学	○ハラスメント相談窓口
帯広畜産大学	○ハラスメント相談窓口
旭川医科大学	○ハラスメント相談窓口※
北見工業大学	(学内限定サイトに「○学内相談窓口」について掲載しています)
東北支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
弘前大学	○ハラスメント相談窓口

出典: 国立大学協会HPより。

※各大学ウェブサイトの該当ページURLを相談窓口の連絡先一覧としてまとめ、国立大学協会ウェブサイト(※)に掲載(※) <http://www.janu.jp/univ/harassment/>

弁護士法人 飛翔法律事務所・編  
『キャンパスハラスメント対策ハンドブック』  
(一般財団法人 経済産業調査会、2014年)

ハラスメント問題に詳しい法律実務家の立場から、セクハラ・パワハラ・アカハラという大学で問題となる全てのハラスメントの類型について執筆した実務書。

丹羽雅代／上田寛・共著  
『キャンパス・ハラスメントの状況と対策進化  
～相談員・カウンセラー/防止・調査委員/執行部の責任～』  
(地域科学研究会高等教育情報センター、2015年)

ハラスメント対策の最前線を担う相談窓口担当者・相談員等にとっての自己研鑽・スキルアップの書、経営執行部にとっての対策進化に向けた実践的マニュアル書としての活用を狙って執筆されたもの。

北仲千里／横山美栄子・共著  
『アカデミック・ハラスメントの解決  
大学の常識を問い直す』  
(有限会社寿郎社、2017年)

教育研究の場で起こるハラスメントの特質を理解した上で、大学でのハラスメントをどう解決していけばよいか、適切な介入によりハラスメント被害を抑えるために処方箋を提

秦澄美枝・著  
『大学の哲学＜安全配慮義務＞—教員＜質向上＞の方法』  
(PHPエディターズ・グループ、2018年)  
※注文販売につき一般書店では販売されないことに注意。

大学でのセクハラ事案を巡る裁判を経験した筆者が、裁判の経緯や判決の意義を詳述するとともに、「安全配慮義務」と「質保証」の概念に基づく時代の大学運営の在り方について論述。

22

## 消費者教育の推進について

◆消費者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

- 消費者教育の推進に関する法律(H24.8.22法律第61号)
- 消費者教育の推進に関する基本的な方針(H25.6.28閣議決定／H30.3.20変更)※消費者教育の推進に関する法律第9条  
大学等は(中略)悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくなく、学生からの相談に対応するほかにも、**学生に対し、契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大していくことが求められる。**  
大学等では、学生のみならず、**教員・職員に対しても、消費者教育を実施する必要がある。**また、大学等における学生の生活支援を行う担当部局等においては、適切な対応等ができるよう、**地方公共団体(消費者行政担当部局や消費生活センター等)や関係団体との連携の枠組みを構築することも重要である。**連携を進めるために、**消費者教育推進地域協議会への参画を促すことも効果的**と考える。そのため、関係団体が実施する研修の場等を活用し、大学等の教職員に対し、消費者問題に関する啓発、情報提供を行う。
- 消費者基本計画(H27.3.24閣議決定)(抜粋) 第4章4(2)消費者教育の推進  
大学等における消費者教育については、**入学時にオリエンテーションを実施するなど被害防止のための大学等の取組の実施を促す**とともに、教養課程、専門課程、市民向けの講座等での**消費者教育の導入事例について広く収集し、大学等と共有する。**また、**学生等の地域の消費者教育活動への積極的な参画を促進する。**

# 消費者教育の推進について

○大学等及び社会教育における消費者教育の指針(H23.3.30(H30.7.10改訂))

3 大学等における消費者教育の内容及び方法 (1) イ 教育・研究

例えば、全学共通科目の中で消費者教育に関する科目を開設している大学等もあり、このような取組を参考に、体系的・総合的に消費者教育を展開することが期待される。国においても、そのような大学等の多様な取組を促進することが重要である。

特に、将来、消費者教育を担う人材となる教員の養成課程においては、教員育成協議会(教員の任命権者である教育委員会と大学等との協議の場)などを活用し、現場のニーズの伝達や今後の方策等についての検討を行うことも考えられる。

なお、教員育成協議会を活用し、消費者教育について検討する際には、消費者行政部局も必要に応じて参画させるなど、消費者教育に関係する主体の連携・協働のもと検討されることが望ましい。

○成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について(通知)(H30.7.23)

1 消費者教育の推進 (2) 大学等における消費者教育の推進

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参考として、消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。

○「消費者教育の推進について」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/syouthisha/](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/)

○「平成28年度消費者教育に関する取組状況調査」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/syouthisha/detail/1400252.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1400252.htm)

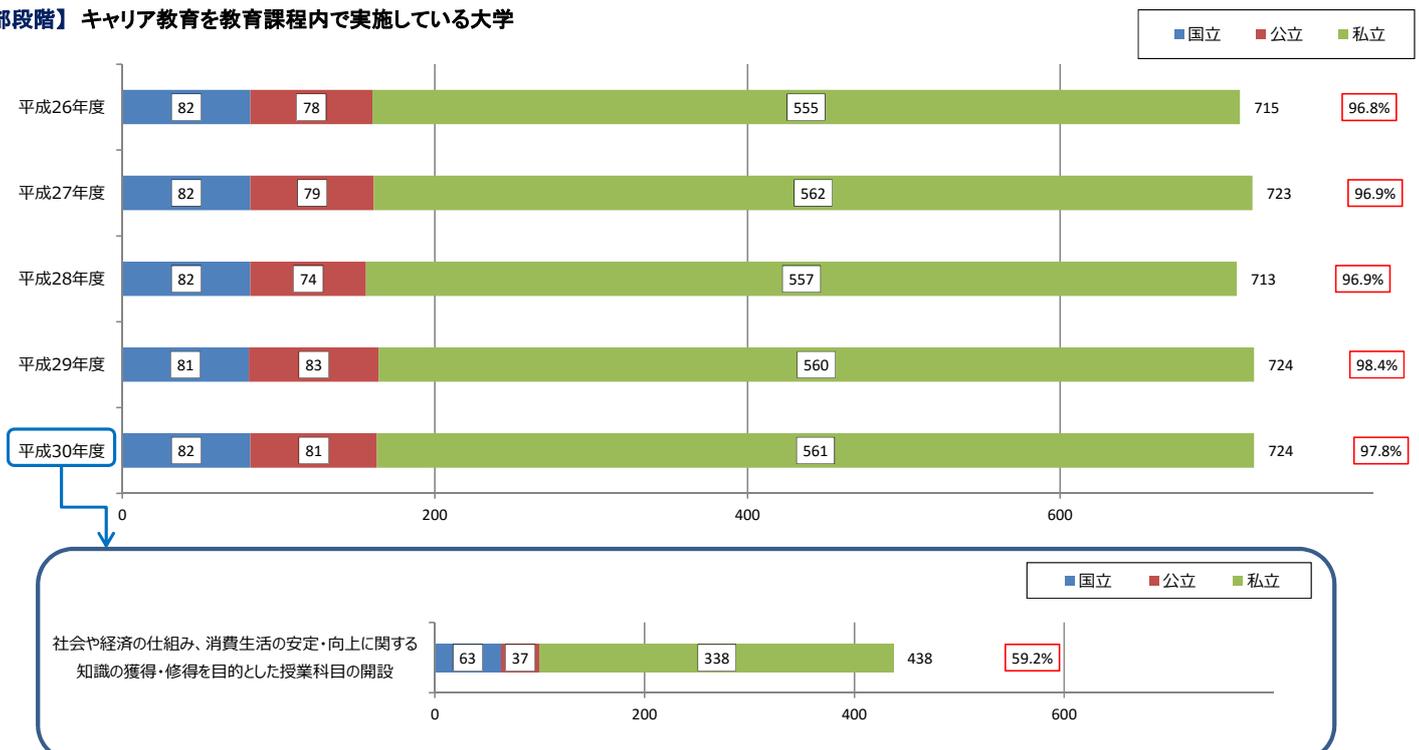
○高校生(若年者)向け消費者教育教材、生徒用教材・教師用解説書 → 「社会への扉」、「社会への扉・教師用解説書」 消費者庁HP(消費者庁消費者教育・地方協力課)

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_01024](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_01024)

## 大学における消費者教育に関する取組状況

- ・大学における教育は、各大学の自主的・自律的な判断により実施。
- ・教育課程内で消費者教育等を実施する国公私立大学は、438校。

【学部段階】 キャリア教育を教育課程内で実施している大学



※大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

## <参考>各大学の教育の例

大学名	[開設学部等]／授業科目名／(概要)	主な対象・科目種類	備考
筑波大学	[全学類] フレッシュマン・セミナー(学生生活を安全に過ごすため、悪質商法の対処法などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:つくば市消費生活センター相談員等
金沢大学	[共通教育科目] 大学・社会生活論(消費者被害に遭わないために、法規則やトラブルの生じやすい取引類型などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:石川県消費生活支援センター職員等
三重大学	[教育学部] 消費者教育論(消費生活センターへの訪問のほか、現代の消費生活や消費者問題に関する理解を深め、消費者教育の知識を学修する)	1年次・必修科目	講師:三重県消費生活支援センター職員等

※各大学のR元年度シラバス等を参考に文科省にて作成

26

## 人権教育、差別の解消の推進について

### ○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12.6法律第147号)

#### ○人権教育・啓発に関する基本計画(H23.4.1閣議決定(変更))(抜粋)

##### 第2章 1 人権を取り巻く情勢

(略)現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており(略)

##### 第4章 1 (1) ア 学校教育

(略)高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**

#### ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」(28生社教第1号H28.6.20付通知)(抜粋)

(略)特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

○『部落差別の解消の推進に関する法律』の施行について(28生社教第15号H29.2.6付通知)(抜粋)

(略)特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(H31.4.26法律第16号)

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(元教参学第30号R1.1125付通知)(抜粋)

(略)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」においては、ハンセン病の患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されるとともに、その名誉の回復のため、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされました。

令和元年7月12日に閣議決定された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」においても、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされています。

ついては、各位におかれてもこれら法律等について十分了知されるとともに、その趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いいたします。

◆人権教育・啓発、差別の解消の推進について  
積極的な取組をお願いいたします。

28

## 知財教育の推進について

◆知財教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○知的財産基本法(H14.12.4法律第122号)

○知的財産推進計画2017(2017.5.16知的財産戦略本部決定)(抜粋)

II. 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

(1) 現状と課題

高等教育段階では、高等専門学校や、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学等における先進的な取組が知られているものの、知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学については、未だに山口大学に止まる状況にも鑑み、大学の幅広い学部・学科等における標準化を含めた知的財産等に関する科目の開設や、更なる充実化などの自主的な取組を、引き続き促していくことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策(大学等における知財教育の推進)

知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。

**特色**

- 共通教育において**知的財産教育を必修化**(1年生全員 約2,000名)
- 学習段階に応じた科目の展開(全学部の2~4年生が受講可能)
- ・ 学生の専門領域・将来像に配慮・関連した知的財産科目(4科目) ・ 知的財産に関する法律に特化した展開科目(5科目)

**【期待される効果】**

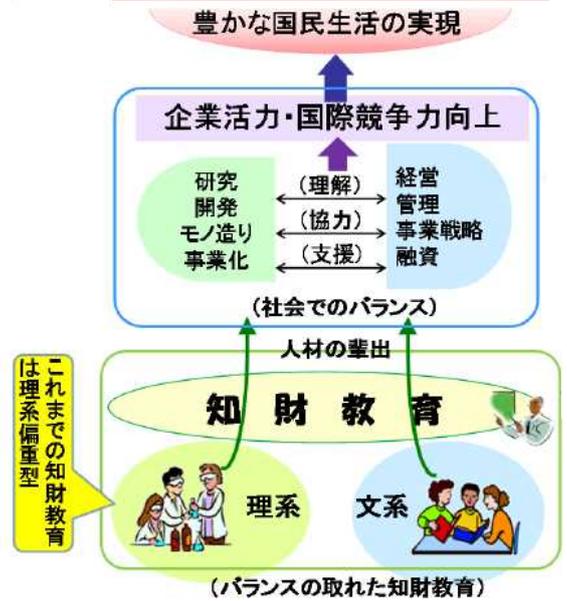
- 専門分野に加え、知的財産全般に対する基礎的知識・対応力を有する人材の育成による、日本の知財経済社会基盤の強化
- 実践的な知的財産知識・スキルの獲得を目指した教育を実施することによる、学生の就業力の向上

**単発的知財啓発から、大学での体系化された知財教育**

**知財教育の必修化・体系化**



**文・理のバランスのとれた知財教育**



(注) 山口大学提供資料に基づき、文部科学省が作成

山口大学(教育関係共同利用拠点)

**教職員の組織的な研修等の共同利用拠点 (知的財産教育)**

文部科学大臣認定  
期間:平成30年度~令和4年度

**既に保有している知財教育の資源**

**① 知財教育教材・授業ノウハウ一式**

- ・ 指導書
- ・ 授業ビデオ
- ・ アクティブ・ラーニング
- ・ 反転学習

各種教材を、対象学生別に開発

- 学部用
- 大学院用(専門職)
- 教職課程用

**② 教育効果測定データ・分析等**

学生レポート及び成績分析による授業改善

**③ 知財実務 ノウハウ・実践事例**

出願、契約、相談実務利益相反対応等

**資源を生かし、教職員研修プログラムの提供・支援**

- 知財教育ノウハウの提供
- 知財研修の実施
- 講師派遣
- コンサルテーション
- 教材開発支援

**全国の大学に普及・定着**

**教育のニーズに即したFDメニューの提供・支援 (教材提供、教材開発支援、教授法の研修等)**

- 1 学部**教養教育**用メニュー  
...著作権, 研究者倫理, 効果測定等の大学教育全般への対応
- 2 学部**専門教育**(文理とも)用メニュー  
...ものづくり教育, デザイン科学教育に伴う知財実務等、専門教育への対応
- 3 大学院**教育**(文理とも)用メニュー  
...研究者倫理含む知財教育実施支援
- 4 教育学部・**教職**大学院用メニュー  
...教職で必要な知財の知識と実務処理



**組織のニーズに即した研修メニューの提供・支援 (実践事例に基づくオーダーメイド型セミナー、ワークショップ等)**

- 1 URA(リサーチ・アドミニストレーター)※**セクション**用メニュー  
...特許情報分析, 戦略分析等
- 2 産学連携**セクション**用メニュー  
...知財概要, 知財情報の取得と分析, 契約実務(産業財産系・著作権系), 実践的紛争処理と交渉術
- 3 利益相反と**兼業判断セクション**用メニュー  
...知財概要と利益相反判断を含めた総合的処理
- 4 **全教職員**用メニュー  
...著作権法, 商標法, 不競法等の知財(コンテンツ含む)管理の実務等



※URA(リサーチ・アドミニストレーター)  
研究者とともに、研究企画立案、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等を行う人材群

## キャリア教育の推進について

◆キャリア教育(ジョブカード、労働法制の普及にかかる取組を含む)の推進について積極的な取組をお願いいたします。

- 職業能力開発促進法(S44年法律第64号(H27.10改正))  
新設:第15条の4 職務経歴等記録書の普及
- 新ジョブ・カード制度推進基本計画(H27.10ジョブ・カード制度推進会議)(抜粋)  
7(9)大学等 新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、**学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。**
- 厚生労働省HP ジョブ・カード制度総合サイト(H27.12.1~)  
<http://jobcard.mhlw.go.jp>
- 学生に対する新ジョブ・カードの活用推進について(27文科生第634号能発0315第3号 H28.3.15付文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長、厚生労働省能力開発局長通知)
  - 1 学生のジョブ・カードの活用促進に当たっての観点
  - 2 活用方法等
- ジョブ・カード様式の改正及び「キャリア・プラン作成補助シート」の導入について(29文科生第834号開若発0329第1号H30.3.29付通知)

32

- 労働法のハンドブック「これってあり?まんが 知って役立つ労働法Q&A」の周知及び活用について(H27.4.14付事務連絡)(抜粋)
- 「これってあり?まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂(H30.4.3付事務連絡)(抜粋)  
(改訂箇所: H27.4~H29.10までの法令改正等を反映、「過労死ってなんだろう...?」のページを追加)  
ハンドブックでは、働き始める前やアルバイトで働く際に、参考となる労働法の知識がまとめられており、**このハンドブックを活用することで、学生がアルバイト時や就職後において、労働関係法令に違反した状態で労働に従事させられることを防ぐことや、トラブル時に適切に対処できるようになることが期待されます。**  
**雇用と労働を巡る問題を扱う授業やキャリア教育の一環として学生の職業意識を高めることを目的とした授業、又はアルバイトをしている学生や就職活動中の学生を対象としたセミナー・ガイダンス等、幅広く活用ができるものと考えられますので、貴学・貴校での御活用及び所属の学生に対する周知を積極的に行っていただくよう御願いたします。**
- 厚生労働省HP 「これってあり?まんが 知って役立つ労働法Q&A」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

## 主権者教育の推進について

◆主権者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

- 公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(H27.6.15)
- 公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について(依頼)(27文科高第422号H27.7.28付高等教育局長通知)(抜粋)  
(中略) 大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、今回の改正法について入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生への周知や、学生の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等について、学生や大学の実態等も踏まえつつ、積極的な取組を御検討いただきますようお願いいたします。
- 第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について(依頼)(28文科高第219号H28.5.13付高等教育局長通知)(抜粋)  
(中略) 若者の政治参加意識の向上を図るための有意義な取組として、大学、短期大学及び高等専門学校におけるキャンパス内での期日前投票所の設置、学生の投票・啓発事務への参画、高等専門学校における副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した主権者教育などが挙げられます。  
については、大学等においては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、これらの取組の実施について積極的に検討いただきますようお願いいたします。

34

## 租税教育の推進について

◆租税教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

- 平成23年度税制改正大綱(H22.12.16閣議決定)(抜粋)  
第2章 1. (2)租税教育の充実  
(略)本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。
- 第11回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について(周知)(R2.1.8付事務連絡)(抜粋)
  - 合意事項
    - 1 学習指導要領の着実な実施
    - 2 「租税教育の充実」について一層の周知徹底等
    - 3 租税教育の充実に向けた具体的取組
- 国税庁HP(税の学習コーナー>租税教育用教材>租税教育の事例集)  
<http://www.nta.go.jp/taxes/kids/kyozai/jireishu/index.htm>

# ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について

◆ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○ギャンブル等依存症対策基本法(H30.7.13法律第74号)(抜粋)  
(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、**家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等**を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議(H30.7.5参議院内閣委員会)

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、**新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。**

○消費者庁HP(若者向け啓発資料、相談窓口等を掲載)

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_012/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

## デザイン思考教育の推進について

◆デザイン思考を取り入れた教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

デザイン思考とは:

社会の課題やニーズを生活者や利用者の視点で見極めイノベーションを生み出す手法とされ、デザイン思考を取り入れた教育は、前例のない問題や未知の課題を解決するための人材育成において有益な側面があると考えられます。

<参考>デザイン思考を取り入れた各大学の取組事例

大学名	組織等	取組の概要
東京工業大学	デザイン・エンジニアリングコース	既存の科学・工学体系を俯瞰的に理解しながらもその枠にとらわれずに、人類が抱える様々な課題の解決に寄与し、社会で求められる新たな技術・価値・概念の創出に貢献できる能力(エンジニアリングデザイン能力)の涵養を目標としたデザイン・エンジニアリングコースを修士課程及び博士後期課程に開設。
慶應義塾大学	システムデザイン・マネジメント研究科	環境共生、社会協生、安心・安全、健康・福祉などの多様な価値の関係性も考慮してシステム全体を創造的にデザインするための知恵とスキルを教授することを目指して設立された研究科。 環境共生、安心・安全、健康・福祉といった社会のニーズを徹底的に考慮しつつ、新たな技術システム・社会システムのデザインを行い、マネジメントしていくための方法論や手法を学ぶためのカリキュラムを構築。
九州大学	芸術工学研究院	学部・研究科にまたがる教員組織である芸術工学研究院において、デザイン思考のアプローチをエンジンとした「世界的デザイン教育・研究拠点構想」に基づき、国際、地域、学内の3つの分野で、部局内、部局外を結ぶ領域横断の研究教育活動を推進。

※各大学のR元年度シラバス等を参考に文科省にて作成

### 3. 履修証明制度の改善、学部等連携課程の導入について

#### 【参考】 現行の履修証明制度の概要

対象者：**社会人**（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、**体系的な知識・技術等の習得**を目指した教育プログラム

期 間：目的・内容に応じ、**総時間数60時間以上**で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した**履修証明書を交付**

質保証：プログラムの**内容等を公表**するとともに、各大学等においてその**質を保証するための仕組みを確保**

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

創 設：**平成19年の学校教育法の改正により創設**され、**同年12月26日から施行**。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第六百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第二百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

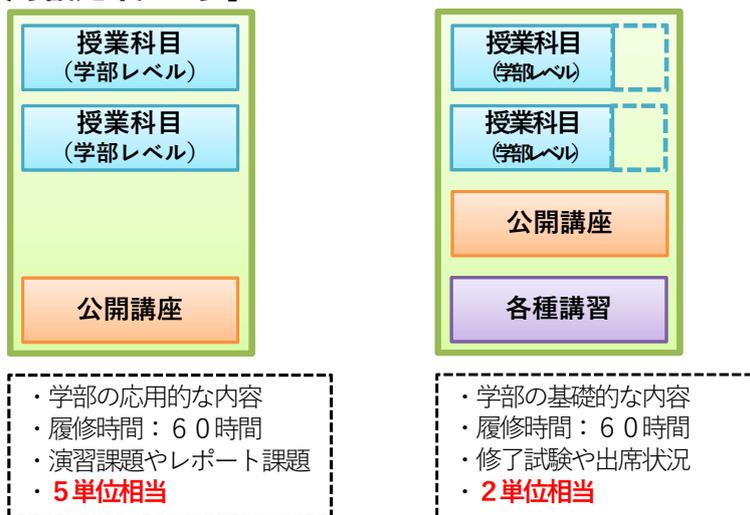
6 大学は、学校教育法第二百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

# 履修証明プログラムへの単位授与

- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとする。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能**とし、**大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**できるようにする。  
(ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。)
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定** (大学設置基準第29条)、**入学前の既修得単位等の認定** (大学設置基準第30条) の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用**できるようにする。

## 【単位授与の際の目安の設定イメージ】



5

# 「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」の制度化

## 学位プログラムの現状と課題

### 【定義】

- ✓ 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

### 【現状】

- ✓ 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

### 【課題】

- ✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。
- ✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。

### ○ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、**大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能**とする。

**既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成し、その修了者に学位を授与することが可能な「学部等連係課程実施基本組織※」を設置可能とする**ため、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正する。

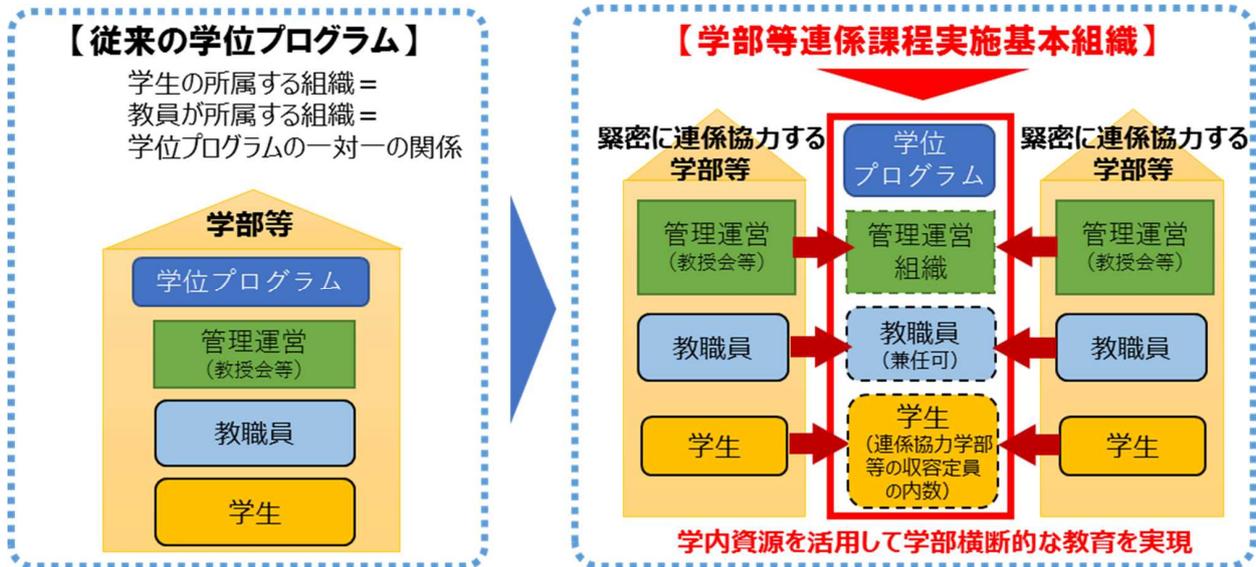
※4年制大学の場合。大学院の場合は研究科等連係課程実施基本組織、短期大学の場合は学科連係課程実施学科。以下同じ。

## 学部等関係課程実施基本組織の位置づけ

- ✓ 大学は、**分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等**※（以下「関係協力学部等」という。）との**緊密な関係及び協力の下、それらがある教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等関係課程実施基本組織を置くことができるものとする。**
- ※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

### 制度イメージ

※学部段階(学部等関係課程実施基本組織)の例



2

## 教員組織

- ✓ 学部等関係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する学部等の場合と同じ数を置くものとする。ただし、教育研究に支障を生じない場合には、関係協力学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**（兼任（ダブルカウント））

※ 新たな学位プログラムの実施に当たっては、運営管理業務や、関係協力学部等との調整業務が必要となるため、運営管理を主に担う教員を置くようにすること、及び、当該基本組織等と関係協力学部等の双方に所属する教員の勤務状況を、エフォート管理等を通じて適切に行うべきことについて、施行通知等を通じて周知する。

## 専任教員数、校舎面積、附属施設

- ✓ 学部等関係課程実施基本組織の**専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、関係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**

## 収容定員（学生組織）

- ✓ 学部等関係課程実施基本組織の**収容定員は、関係協力学部等の収容定員の内数**とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。

※ 当該基本組織等に所属する学生が、当該基本組織等に対する所属意識を十分に醸成できるよう、大学としての取組を施行通知において求める予定。

3

## 設置手続

- ✓ 学部等の設置の場合と同様に、学部等関係課程実施基本組織の設置が、**大学が授与する学位の分野等の変更を伴う場合には認可**、**伴わない場合には届出**の対象となる。
- ✓ 当該基本組織等が学内資源を活用して設置されることに鑑み、当該基本組織等の設置を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、届出設置の場合については**提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮**する。

設置の種類	学部等の場合	学部等関係課程実施基本組織の場合
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴う設置	認可	認可
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴わない設置	届	届

○提出書類:「校地校舎等の図面」「教員個人調書」「教員就任承諾書」を提出不要に

○届出期間:開設前年度の12月末 → 開設2か月前

## 質保証、教学管理体制

- ✓ 大学は、**学部等関係課程実施基本組織を設置する際には、3つのポリシーを策定**するとともに、関係協力学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施するなど、責任ある**教学管理体制を整備**する。  
(いずれも施行通知において要請。)

**27. 令和3年度後期の大学等における授業  
の実施と新型コロナウイルス感染症への  
対策等に係る留意事項について（周知）**

**【重要】**

**新型コロナウイルス感染症の影響を大学等における令和3年度後期の授業の実施等に当たり、学生の学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症対策の徹底の両立等、御留意いただきたい事項を整理いたしましたので、お知らせします。**

3 文科高第 6 9 7 号  
令和 3 年 9 月 3 0 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

増 子 宏

( 公 印 省 略 )

令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への  
対策等に係る留意事項について（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、令和3年度の学校運営にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じつつ、学生の学修機会を確保するための様々な工夫等を講じていただいております。改めて感謝申し上げます。

文部科学省においても、同感染症の影響下における各大学等の学校運営に関しては、それぞれの時期における感染の状況等も踏まえ、授業の実施や同感染症への対応に係る留意事項等を累次にわたりお示ししてまいりました（例えば、令和2年9月15日付高等教育局長通知「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」（以下「9月通知」という。）、同年12月23日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」、令和3年1月8日付高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を

踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」、同年3月4日付高等教育局長通知「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（以下「3月通知」という。）、同年8月25日付高等教育局高等教育企画課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について」等）。

各大学等におかれては、これらの通知等を踏まえ、それぞれの学校運営に適切にお取り組みいただけてきたところですが、地域の感染状況等を踏まえた対策が引き続き求められることも踏まえ、改めて、今後の大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項を下記のとおり整理しました。

文部科学省としては、これまでもお知らせしてきたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響の下にあっても、高等教育機関においては学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図ることが重要であり、各大学等が学生に寄り添い、学生が安心し、また十分納得した形で学修できるような対応を講じていただきたいと考えています。各大学等におかれては、本通知やこれまでにお示ししている上記の通知等の趣旨に御留意いただき、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など学修者本位の教育活動の実施と、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めていただくよう、改めてお願いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いします。

## 記

### 1. 学生の学修機会の確保と感染対策の徹底について

令和3年度前期における各大学等の授業の実施方針等について、文部科学省が実施した調査の結果では、ほとんど全ての大学等が、年度当初の方針として、全体の半分以上の授業を対面の形式によって行う予定であると回答いただくなど<sup>1</sup>、各大学等において、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の下にあっても、学生に寄り添い、その学修機会を確保するための工夫を講じていただいていることに改めて感謝申し上げます。

繰り返しお示ししているとおり、大学等の教育において、豊かな人間性を涵養するためには、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人的な交流が行われること等も重要な要素です。令和3年度後期の授業においても、3月通知をはじめとして、これまで文部科学省においてお示してきた授業の実施と感染対策に関する留意事項や好事例を参照いただき、改めて、学生が安心し、納得する形で学生生活を送ることができるよう、十

<sup>1</sup> 「令和3年度前期の大学等における授業の実施方針等に関する調査の結果について」（令和3年7月2日公表、文部科学省ホーム・ページ参照。

[https://www.mext.go.jp/content/20210702-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210702-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)

分な感染対策を講じた上での面接授業の適切な実施や学内施設の利用機会の確保をはじめ、学生の学修機会や環境の確保のために必要な取組をお願いします。

こうした基本的な考え方の下、学修者の目線に立った教育を行い、学生の学修機会の確保と感染症対策の徹底の両立を図る観点から、特に以下の事項に御留意いただき、授業の実施に当たっていただくようお願いします。

#### **(授業の実施等について)**

- ・ 令和3年度後期の授業の実施等に当たっては、3月通知等でお示ししている留意点を参照の上、学修者本位の教育活動の実施に努めていただきたいこと。

また、令和3年度後期における各大学等の授業の実施状況等については、別途、調査を実施する予定であり、各大学等におかれては、回答に御協力いただきたいこと。

#### **(ワクチンの接種や検査の実施について)**

- ・ 各大学等においては、学生等のワクチンの接種についての判断に資するよう、ワクチンに関する正確な情報の発信等に努めていただきたいこと。他方、ワクチンの接種はあくまでも被接種者の判断に基づくものであり、接種をしていないことを理由に不当な差別的取り扱いを行うことは許されないことに留意が必要であること。

なお、政府におけるワクチンの接種証明の活用に関する基本的な考え方では、「会社への就職、学校への入学などといった場面でワクチン接種を要件とすることや接種を受けていないことを理由に解雇、退職勧奨等を行うことなど個々人に大きな影響を与える場合は、不当な差別的取扱いに当たる可能性が高いと考えられます」<sup>2</sup>とされており、ワクチン接種の進捗等と社会における行動制限の緩和に関する基本的な考え方では、学校の授業等の教育活動への参加について、ワクチンの接種をその条件とすることとはされていない<sup>3</sup>ことに留意すること。

- ・ 文部科学省では、発熱や咳等の軽症状を有する者に対して、抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するためのキットを、希望する大学等に配布しているところであり、それらのキットの有効な活用を図っていただきたいこと。また、内閣官房において実施しているモニタリング検査について、対象区域に所在する大学等にとっては、その積極的な活用を検討いただきたいこと。

## **2. 学生支援とメンタルヘルスケアの充実について**

<sup>2</sup> 「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」（令和3年9月9日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_030909\\_2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030909_2.pdf)

<sup>3</sup> 「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」（令和3年9月9日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_030909\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030909_1.pdf)

コロナ禍における環境の変化や孤独感の影響により、精神的な不安を抱える学生のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、相談体制の整備や、相談窓口の周知等を徹底するなど、学生の悩みや不安に寄り添った対応を引き続き講じていただくようお願いいたします。特に、学期の変わり目などは環境の変化等により、学生が悩みや不安を抱えやすい状況にあり、例年自殺者数が増加する傾向にあることから、より積極的に学生生活に不安を抱えた学生の把握や対応に努めてください（令和3年1月29日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について」（以下「1月通知」という。）も参照のこと。）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に修学困難な学生に対しては、令和3年3月26日付高等教育局長通知「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」においてお示しした奨学金制度やアルバイト収入の大幅な減少に対する支援等を行っています。新学期の開始に際し、そのような学生から休学・退学の相談が増加することも懸念されますが、同通知の別添の「経済的理由による休学・退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）」も参考に、各大学等独自の支援と併せて、引き続き丁寧かつ親身な相談対応をいただくようお願いいたします。加えて、この度、学生自身が活用できるチェックリストも別添1のとおり作成しました。この機会に、支援を必要とする学生一人一人に伝わるよう周知の御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により学生の就職活動にも大きな変化が生じており、学生へのより丁寧な情報提供や就職相談など、きめ細かな支援が求められることから、就職活動を行っている学生に対し、引き続き積極的な情報提供や相談等の対応をお願いします。とりわけ、現状、未内定に留まっている学生は、内定を取得している学生に比べ多くの不安を抱えていることも考えられるため、寄り添ったきめ細かな対応に努めていただくようお願いいたします。

### 3. 感染対策の徹底及び学内に感染者が生じた場合の対応について

学生の学修機会の確保と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための措置を十分に講じていただくことも極めて重要です。部活動等の課外活動や学外での活動における感染リスクの高まる場面での対策について、これまでお示してきた留意事項を改めて御参照いただき、必要な対応を徹底いただくようお願いいたします。この際、学生等に注意喚起や情報提供を行うに当たっては、一人一人に確実に連絡が行きわたる手段（メール送信や郵送等）を確保して実施されるよう、引き続きお願いします。

また、所属する学生や教職員に感染者が生じた場合の対応については、9月通知においてお示したところですが、その後の新型コロナウイルス感染症をめぐる知見の変化等を踏まえ、対応に当たっての留意事項を更新しましたので、以後は、下記を踏まえた御対応をいただくようお願いいたします。

#### （1）学内において感染者が発生した場合の対応について

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者等）に診断結

果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者等）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が大学等において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、必要な協力をお願いします。

具体的な対応については、以下の留意事項を御参照ください。

### ①学生や教職員に感染者が発生した場合の措置

また、学生の感染が確認された場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』」<sup>4</sup>（以下「学校衛生マニュアル」という。）を参照しつつ、各大学等において、当該学生に対し、学校保健安全法<sup>5</sup>（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置をとること。また、感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとすること。

### ②校舎内の消毒

学生等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して消毒を行うが、必ずしも施設全体について行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにすること。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされていること<sup>6</sup>。

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間から72時間くらいと言われており<sup>7</sup>、消毒ができていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられること。

大学の職員が自ら消毒を行う場合には、学校衛生マニュアルに記載の「（参考）消毒の方法及び主な留意事項について」も参照いただきたいこと。なお、トイレについては、

<sup>4</sup> 文部科学省ホーム・ページ参照。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

<sup>5</sup> 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

<sup>6</sup> 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」参照。

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>

<sup>7</sup> 新型コロナウイルスについては、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされている。厚生労働省ホーム・ページ参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q2-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1)

消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒すること。

## (2) 臨時休業の判断について

学生又は教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業の要否について、以下のとおり判断します。

- ① 大学等はその設置者に連絡し、感染者の学内での活動状況について伝えること。この情報を踏まえ、設置者は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、大学等及びその設置者は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力すること。
- ② 同時に、感染した学生については、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとること。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得や在宅勤務等により出勤させない扱いとすること。
- ③ 保健所の調査により、他の学生や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取ること。
- ④ これにとどまらず、大学等の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断すること。学内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、必要な範囲で臨時休業とすることが考えられること。

これ以外の場合には、状況に応じて、学内における感染対策を強化するなど適切な対応を講じること。

また、地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない場合であっても、臨時休業を行うことがありますが、その際、設置者は、臨時休業の要否について、学生や教職員の生活圏におけるまん延状況により判断することが重要です。

さらに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号、以下「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が実施された場合には、事態の進展に応じた措置が講じられることとなります。

まず、緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法 24 条 9 項に基づく施設の使用の制限や停止を求め、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委

員会に対し、同法第 24 条第 7 項等に基づき必要な措置を講ずることの要請をできるようになります。また、特措法に基づかず、域内の大学等に対して一般的な協力要請等を行う場合もあります。

これらのいずれの場合であっても、各大学等におかれては、地域におけるまん延状況を把握し、学生の学修機会の確保の観点も考慮しつつ適切に御判断ください。

### (3) 文部科学省への報告について

大学等において感染者が生じた場合にあっては、引き続き、その旨を文部科学省に御報告いただきたくようお願いします。その際、当該感染者が外国人留学生や附属病院の従業者等であったとしても、各学校の設置種別に応じて、文部科学省担当課へ御連絡をいただくよう、これまでも御対応いただいておりますが、改めて御留意ください。

### (4) 感染拡大地域における濃厚接触者の特定に関する手順等について

令和 3 年 6 月 17 日付高等教育企画課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域において陽性者が生じた場合の濃厚接触者の特定への協力について（周知）」（別添 2 として本通知に添付）を御参照ください。

#### 【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体について

文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内 2482）

E-mail: koutou@mext.go.jp

○学生支援及び学生への注意喚起について

文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内 3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内 3497）

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学振興課（内 3370）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内 2533）

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課（内 3347）

E-mail: senmon@mext.go.jp

学生の皆さんへ

## 学費や生活費などに困っていませんか？



【令和3年9月末時点、使える支援策一覧】

あなたが使えるものがあるかも！！！！

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金（ <u>高等教育の修学支援新制度</u> ・貸与型奨学金） <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付（緊急小口資金の特例貸付、教育支援資金）
幅広い世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金（日本学生支援機構の <u>貸与型奨学金</u> ） <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
父母等の所得が急激に減少（家計急変）した学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 （ <u>高等教育の修学支援新制度</u> 及び <u>貸与型奨学金</u> の家計急変対応） ※家計急変後の収入に応じ、 <u>随時申請可能</u> <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免、納付猶予等
アルバイト収入減の学生	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付（緊急小口資金の特例貸付、教育支援資金）等
家庭内暴力（DV）で避難している、児童養護施設等から通学している等、父母等から支援を受けられない学生	<input type="checkbox"/> 上記各種制度等において、 <u>状況により、独立生計と認められる場合あり</u>
<u>貸与型奨学金の返還が不安な学生</u>	<input type="checkbox"/> JASSO の貸与型奨学金における、返還支援制度（返還期限猶予・減額返還）や、 <u>所得連動型返還方式の活用</u> <input type="checkbox"/> <u>卒業後就職した企業が本人に代わって返還する制度（代理返還制度）</u> や、 <u>地方に就職する卒業生に対する返還支援（地方創生）制度</u>

詳細はここからチェック！⇒


[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/benefit/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

**【重要】**

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合に行われる濃厚接触者の特定等に関して、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域において、保健所業務のひっ迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合の取り扱いについて周知がありましたので、お知らせいたします。

事務連絡

令和3年6月17日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課  
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設立する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域において陽性者が生じた場合の濃厚接触者の特定への協力について（周知）

厚生労働省では、令和3年6月4日付事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別紙）において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であること等を示しています。

については、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に所在する各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において感染者が発生した際には、保健所とも十分に連携の上、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等にも、できる限りご協力いただきますようお願いいたします。その際、当初の陽性者を含めた学生・教職員のプライバシーへの配慮に御留意ください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置す

る地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

高等教育局高等教育企画課 (内線: 2482)

事務連絡  
令和3年6月4日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報（行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など）が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

#### 【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

#### （事例）

- ・ 無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

(別添) 事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間<sup>※1</sup>において、以下のいずれかに該当する者とする。

※1 感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

**【濃厚接触者の候補】**

- ・ 患者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし<sup>※2</sup>で、患者と15分以上の接触があった者

※2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

**【患者周辺の検査対象者の候補】**

いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者
- ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

## 28. 飛び入学制度、教育関係共同利用拠点 制度について

# 大学への飛び入学について

## 大学への飛び入学制度について

### 【制度概要】

#### ○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること  
(学校教育法第90条第2項)
- ・高校に2年以上在学したこと(学校教育法施行規則第153条)

#### ○受入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること(学校教育法第90条第2項)
- ・特に優れた資質の認定にあたって、高校の校長の推薦を求めると、制度の適切な運用を工夫していること(学校教育法施行規則第151条)
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと(学校教育法施行規則第152条)

(参考)飛び入学実施大学と入学者数(令和3年5月現在)

	制度導入年度	累計入学者数
千葉大学(文学部・理学部・工学部・園芸学部)	平成10年度	96名
名城大学(理工学部)	平成13年度	27名
昭和女子大学(人間文化学部・人間社会学部・生活科学部)	平成17年度	1名
	※26年度より停止	
成城大学(文芸学部)	平成17年度	2名
	※29年度より停止	
エリザベト音楽大学(音楽学部)	平成17年度	3名
会津大学(コンピュータ理工学部)	平成18年度	9名
日本体育大学(体育学部)	平成26年度	2名
東京藝術大学(音楽学部)	平成28年度	2名
京都大学(医学部)	平成28年度	1名
桐朋学園大学(音楽学部)	平成31年度	1名
合計		144名

## 大学院への飛び入学制度について

### 【制度概要】

#### ○対象者に係る要件

- ・大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者(学校教育法第102条第2項)
- ・大学(学部段階)に3年以上在学したこと(学校教育法施行規則第159条)

#### ○受入れ大学に係る要件

- ・必要な事項をあらかじめ公表する等、制度の適切な運用に配慮していること(学校教育法施行規則第157条)
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと(学校教育法施行規則第158条)

(参考)飛び入学実施大学数と入学者数(平成30年度実績)

### 大学院への飛び入学制度を導入している大学数

	国立	公立	私立	計
導入している大学	73	34	194	301(48.3%)

研究科において、  
うち実際に飛び入学を受け入れた大学数

国立	公立	私立	計
17	4	22	43(6.9%)

### 大学院への飛び入学実績人数

国立	公立	私立	計
71	27	139	237

(出典)文部科学省調べ

# 機能強化経費(教育関係共同実施分)

## 《制度の趣旨》

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、**各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進**することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。

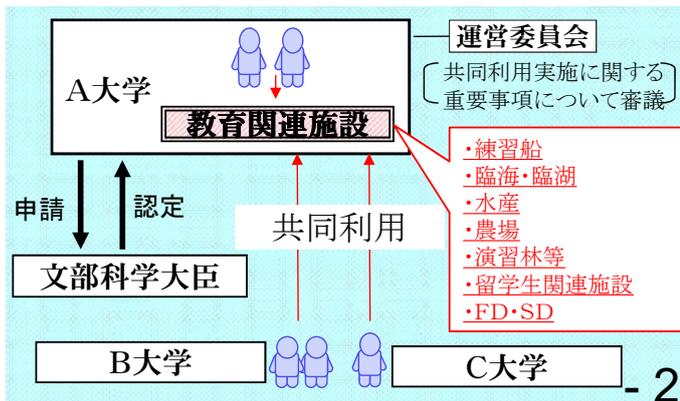
21年9月より施行\*)、大学間連携を図る取組を一層推進。

\*「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」  
(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

## 《制度の概要》

大学における教育に係る施設で、当該施設が大学教育の充実に特に資するものについて、大学から申請を受けた後、審査の上で、**文部科学大臣が教育関係共同利用拠点として認定**。

大学は認定を受けた施設を他の大学の利用に供することができる。

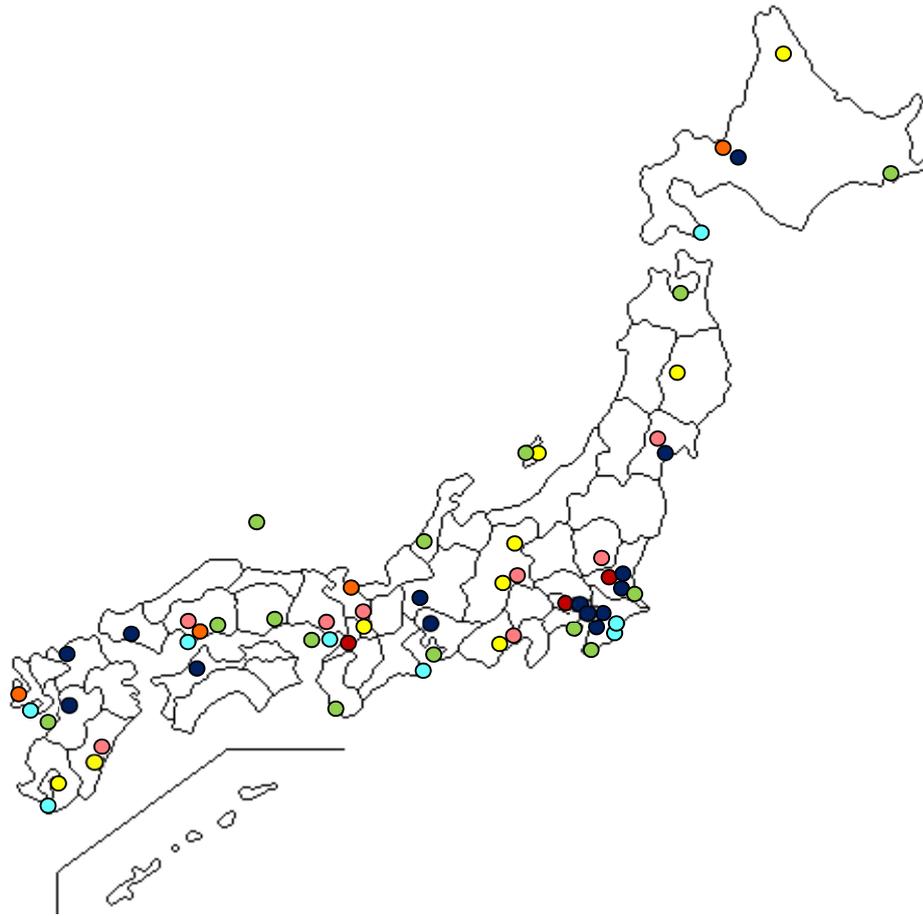


## 【認定基準】

- 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善等に係る機能を有する施設で、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
  - 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
  - 利用する大学を広く募集するものであること
  - 相当数の大学の利用が見込まれること
  - 共同利用拠点に関する情報提供を広く行うものであること
  - 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること
- など

# 教育関係共同利用拠点認定施設一覧

令和3年7月30日時点



## 全60拠点

- FSDS**  
14拠点
- 留学**  
3拠点
- 水産**  
4拠点
- 演習林**  
9拠点
- 臨海臨湖**  
14拠点
- 農場**  
8拠点
- 練習船**  
8拠点

FSDS 14拠点	北海道大学	高等教育推進機構（高等教育研修センター）
	東北大学	高度教養教育・学生支援機構
	筑波大学	グローバル・アクセシビリティ・キャリアセンター
	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター
	千葉大学	看護学研究院附属看護実践・教育・研究共創センター
	千葉大学	アカデミック・リンク・センター
	岐阜大学	医学教育開発研究センター
	名古屋大学	名古屋大学高等教育研究センター
	山口大学	知的財産センター
	愛媛大学	教育・学生支援機構教育企画室
	九州大学	基幹教育院
	熊本大学	教授システム学研究センター
	芝浦工業大学	教育イノベーション推進センター
	帝京大学	高等教育開発センター※R3年度末で認定終了

留学 3拠点	筑波大学	グローバルコミュニケーション教育センター
	東京外国語大学	留学生日本語教育センター※R3年度末で認定終了
	大阪大学	日本語日本文化教育センター

水産 4拠点	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション 白尻水産実験所、七飯淡水実験所及び忍路臨海実験所
	京都大学	フィールド科学教育研究センター 海域ステーション 舞鶴水産実験所
	広島大学	大学院統合生命科学研究科附属瀬戸内圏フィールド 科学教育研究センター竹原ステーション（水産実験所）
	長崎大学	海洋未来イノベーション機構 環東シナ海環境資源研究センター

演習林 9拠点	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター森林園ステーション
	岩手大学	農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター 御明神演習林・滝沢演習林
	筑波大学	山岳科学センター
	新潟大学	佐渡自然共生科学センター演習林
	信州大学	農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター演習林
	静岡大学	農学部附属地域フィールド科学教育研究センター 森林生態系部門（南アルプスプランチ（中川根）・天竜プランチ（上阿多古））
	京都大学	フィールド科学教育研究センター 芦生研究林・北海道研究林・上賀茂試験地
	宮崎大学	農学部附属フィールド科学教育研究センター 田野フィールド（演習林）
	鹿児島大学	農学部附属高隈演習林

臨海臨湖 14拠点	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション （厚岸臨海実験所、室蘭臨海実験所）
	東北大学	大学院生命科学研究科附属 浅虫海洋生物学教育研究センター
	茨城大学	広域水圏環境科学教育研究センター
	東京大学	大学院理学系研究科附属臨海実験所
	お茶の水女子大学	湾岸生物教育研究センター
	新潟大学	佐渡自然共生科学センター臨海実験所
	金沢大学	環日本海域環境研究センター 臨海実験施設
	名古屋大学	大学院理学研究科附属臨海実験所
	京都大学	フィールド科学教育研究センター 海域ステーション 瀬戸臨海実験所
	神戸大学	内海域環境教育研究センターマリンサイト
	広島大学	大学院統合生命科学研究科附属臨海実験所
	島根大学	生物資源科学部附属生物資源教育研究センター 隠岐臨海実験所
	岡山大学	理学部附属臨海実験所
	熊本大学	くまもと水循環・減災研究教育センター・ 合津マリンステーション

農場 8拠点	東北大学	川渡フィールドセンター
	宇都宮大学	農学部附属農場
	信州大学	農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター 野辺山農場
	静岡大学	農学部附属地域フィールド科学教育研究センター 持続型農業生態系部門（農場）
	京都大学	大学院農学研究科附属農場
	神戸大学	大学院農学研究科附属食資源教育研究センター
	広島大学	大学院統合生命科学研究科附属瀬戸内圏フィールド 科学教育研究センター 西条ステーション（農場）
	宮崎大学	農学部附属フィールド科学教育研究センター・ 住吉フィールド（牧場）

練習船 8拠点	北海道大学	水産学部附属練習船おしよる丸
	東京海洋大学	練習船神鷹丸
	東京海洋大学	練習船汐路丸
	三重大学	練習船勢水丸
	神戸大学	大学院海事科学研究科附属練習船深江丸
	広島大学	生物生産学部附属練習船豊潮丸
	長崎大学	水産学部附属練習船長崎丸
	鹿児島大学	水産学部附属練習船かこしま丸